

松山市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき松山市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点及び街区多角点として設置された永久標識をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、開発建築部市街地整備課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、公共基準点使用承認書（様式第2号）による使用承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けて公共基準点を使用した者は、公共基準点使用報告書（様式第3号）を市長に提出し、使用結果を報告するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、その指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等は、次に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす次の工事等のうち、公共基準点から杭、矢板、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となるもの

ア 杭打ち及び杭抜き工事

イ 矢板施工工事等

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる工事等

3 第1項の届出書には、次の図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 工事施工者は、公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに、公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次の図書を添付しなければならない。

(1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前としゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

（廃止）

第6条 工事施行者等は、道路の掘削工事等により公共基準点を撤去する場合は、公共基準点撤去承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、公共基準点等撤去承認書（様式第7号）による承認を得なければならない。

2 市長は、公共基準点を撤去等により廃止する場合は、速やかに国土交通省に報告するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、開発建築部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

付 則（平成25年1月30日一部改正）

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年4月1日一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。